

秋田公立美術工芸短期大学

目 次

I	認証評価結果	2-(1)-3
II	基準ごとの評価	2-(1)-4
	基準1 短期大学の目的	2-(1)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(1)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(1)-9
	基準4 学生の受入	2-(1)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(1)-15
	基準6 教育の成果	2-(1)-24
	基準7 学生支援等	2-(1)-27
	基準8 施設・設備	2-(1)-31
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(1)-34
	基準10 財務	2-(1)-37
	基準11 管理運営	2-(1)-39
<参 考>		2-(1)-43
i	現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-45
ii	目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-46
iii	自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-47
iv	自己評価書等	2-(1)-51
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(1)-52

I 認証評価結果

秋田公立美術工芸短期大学は、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 制作を中心とした美術系の短期大学として、多くの専門分野を有し、適切に専任教員を配置している。
- 各学科・専攻科において少人数教育を実施し、きめ細やかな指導体制が整えられているほか、実習指導を柱としながらも表現意図及び作品評価の客観性を組み込んだ対話型の学習指導法が採られている。
- 学生の制作プランの段階での複数教員による指導や全教員及び学生を対象にしたプラン発表、中間講評、審査会における制作意図や経過の説明及び視聴覚機器を活用したプレゼンテーション等は、教育の目的として掲げている創造性豊かな人間性の育成に大いに役立つ学習指導法といえる。
- 秋田県の近代化歴史遺産である旧国立農業倉庫を、実習棟、創作工房棟、大学開放センターに改修することにより、学生の学習環境として有効活用している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教員の教育活動に関する組織的かつ定期的な評価が十分には行われていない。

II 基準ごとの評価

基準 1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該短期大学の目的として、学則第 1 条において「広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造性豊かな人間性を育成するとともに、職業人として高い能力を備えた人材を育成し、広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献することを目的とする。」と定めている。

また、各学科の教育目標として、工芸美術学科については、学則第 7 条の 2 において「(1) 美術工芸の知識と技術を身につけ、創造性に満ちた個性豊かな芸術家の育成を目指す。(2) 社会生活における美術工芸の役割を認識し、芸術文化の社会浸透を担う人の育成を目指す。」と定め、産業デザイン学科については、学則第 7 条の 3 において「(1) デザインの基礎的な知識と表現技術を身につけ、自ら進んでデザインを探究し、独自の世界を開拓するデザイナーを目指す。(2) 共感を生むデザインで、地域や産業を元気にする人材の育成を目指す。」と定めている。さらに、専攻科の教育目標については、学則第 37 条の 2 において「美術・工芸・デザイン分野の高度な専門知識及び技術を教授し、優れた芸術家・デザイナーの育成を目指す。」と定めている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第 1 条において当該短期大学が定めている目的は、学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

教職員には、当該短期大学の目的を掲載している規程集の配付により周知している。また、学生には、学則及び各学科の教育目標を掲載した『シラバス・キャンパスガイド』を入学時に配付するとともに、両学科長が、入学ガイダンスにおいて当該短期大学の目的について説明している。

これらのことから、目的が短期大学の構成員に周知されていると判断する。

- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該短期大学の目的は、ウェブサイトに掲載している。また、大学案内にも掲載し、東北地方の高等学校等を中心に約 3,700 部配布するとともに、進学説明会、オープンキャンパス等の参加者にも配布してい

る。さらに、大学案内の簡易版を5,000部作成し、企業訪問等の際に配布している。
これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学は、秋田公立美術工芸短期大学条例第2条において、学科として工芸美術学科及び産業デザイン学科を置くことを定めている。工芸美術学科は、木材工芸コース、漆工芸コース、金属工芸コース・彫金、金属工芸コース・鋳金、染織コース・織、染織コース・染色、窯芸コース・ガラス、窯芸コース・陶芸、絵画コースの9コース、産業デザイン学科は、グラフィックデザイン分野、映像デザイン分野、パッケージデザイン分野、イラストレーション分野、平面構成分野、ウェブデザイン分野、建築・インテリアデザイン分野、建築史・意匠分野、デザイン計画分野、プロダクトデザイン分野、公共デザイン分野の11分野から構成されている。この学科、コース（専攻分野）及び分野の構成は、今日的な多様化する修学ニーズにこたえて改革されており、平成14年度には工芸美術学科に絵画コースを開設しているほか、産業デザイン学科においても、平成18年度に改革すべき内容を整理し、3コースをウェブデザイン分野を含む9分野に再編し、さらに、平成20年度に上記の11分野に改編している。

これらの学科等の構成は、平成6年4月の当該短期大学設置認可に当たって、「伝統産業の振興及び産業の活性化に寄与する人材の育成」を主眼とし、工芸美術学科を「優れた造形感覚と豊かな発想力を身につけた工芸分野の明日の担い手の人材育成とともに「ものづくり」が消費の場で受け入れられなければならない視点に立った幅広く産業人としても役立つ人材の育成を目指すものとする。」としていること、及び産業デザイン学科を「消費者ニーズを的確に把握し、豊かな生活、ゆとりある生活の視点に立った「ものづくり」、「環境づくり」についてコンピュータを最大限に活用してデザインし、広く産業の発展に寄与するとともに、潤いと感性に満ちた生活文化の創造に貢献する創造性豊かな、実践型のデザイン技術者の育成を目指すものである。」としていることに沿ったものであり、近年の地域の産業構造の変化や社会的ニーズに対応しようとする試みを踏まえたものとなっている。

これらのことから、学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

専門委員会規程に基づき、教授会の下に工芸美術・産業デザイン両学科の教員5人で構成する教務委員会を設置し、各学科の教養教育の在り方を検討している。教養基礎科目群は、体育、外国語、人間と文化の理解、現代社会の理解、人間と自然科学の理解から構成されており、1年次前期・後期、2年次前期・後期にそれぞれ配置されている。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学は、秋田公立美術工芸短期大学条例第2条（2）において、専攻科に工芸美術専攻及び産業デザイン専攻を置くことを定め、学則第37条の2において、専攻科の教育目標を「美術・工芸・デザイン分野の高度な専門知識及び技術を教授し、優れた芸術家・デザイナーの育成を目指す。」と定めている。また、平成18年度の短期大学士課程の学科再編に伴い、平成20年度に専攻科の改編を行っている。

それぞれの専攻における授業科目は、各学科における授業科目との連携を図りながら、より高度な各専門分野の教育研究を実施している。

これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学開放センターは、学則に基づき、当該短期大学が有している機能を市民に提供することを目的として平成8年に設置し、運営されているものであるが、同センターにおいて開催されている多彩なワークショップ、シンポジウムや展覧会等に学生が参加し、卒業・修了制作審査会等を開催することにより、補充教育の場としての役割を担っている。

これらのことから、全学的なセンターの構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

当該短期大学は、学則第45条及び第46条に基づき、教授会規程を定め、毎月1回の定例会議、必要に応じた臨時会議を開催し、「教育課程に関すること」、「学生定員並びに学生の入学、退学、転学、転入学、休学、復学、除籍、卒業及び賞罰に関すること」、「学生の試験及び単位取得に関すること。」等について、必要に応じ審議している。また、専門委員会規程に基づき、教授会の下に、人事委員会、学生委員会、教務委員会、入試委員会、広報委員会、附属図書館運営委員会及び大学開放センター運営委員会の各専門委員会を設置している。教育活動に関わる重要事項は、主に教務委員会が審議している。

さらに、学科特有の課題解決や改革に取り組み、自主性、独自性を発揮するために両学科に学科会を設置し、学科にふさわしい具体的な教育活動の内容等を定期的に検討し、教授会の活動を補完している。

また、平成17年度より、学長の補佐を目的とする運営会議を、平成19年度にはこれを改編した役員連絡会を設置し、教授会審議事項の原案を作成して、教授会の審議に付している。

これらのことから、教授会等が教育活動に必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務委員会は、学長が教授会構成員のうちから指名する教員5人からなり、事務は主に学生課教務担当が所管している。平成19年度には17回開催しており、カリキュラム編成や単位認定等の通常業務のほか、電子シラバスシステムへの変更に関わる業務等を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制の基本的方針として、教授・准教授・助教の職位からなる専任教員を置き、高度な専門性を教授するためにすべてのコース、分野に専任の教員を配置することとしている。

平成7年4月の開学時における工芸美術学科の専任教員13人、産業デザイン学科の専任教員15人を基本とし、両学科の教員数の合計は平成16年度以降、25人、26人、26人、28人と推移し、平成20年度は28人となっている。なお、専攻科については、工芸美術専攻は工芸美術学科、産業デザイン専攻は産業デザイン学科の専任教員が兼任している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

専任教員は、美術・工芸・デザイン分野の特殊性、多様性から、専門及び制作系科目担当教員の確保を優先しているものの、産業デザイン学科において、教養基礎及び専門基礎分野に4人の専任教員を配置している。

また、非常勤講師は、出講及び非常勤講師の委嘱に関する規程第4条及び第5条に基づき、教養系科目に9人、専門科目に2人を委嘱し、必要な教員を確保している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

各学科における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 工芸美術学科：13人（うち教授6人）
- ・ 産業デザイン学科：15人（うち教授5人）

工芸美術学科の専任教員は、9コースにそれぞれ1人又は2人が配置され、産業デザイン学科の専任教員は、制作系を中心とする専門分野に11人、教養基礎・専門基礎分野に4人を配置している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

当該短期大学教員の男女別構成は、男性 25 人、女性 3 人となっている。年齢別構成は、60 歳代 2 人、50 歳代 7 人、40 歳代 10 人、30 歳代 9 人とバランスが取れている。

また、外国人教員を 3 人採用しているほか、教員選考規程及び教員選考基準に基づき、公募制による採用人事が行われている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇格については、教員選考規程において、人事委員会による資格審査が必要であることを明記しており、同委員会による審査を経て、教授会で審議・決定されている。採用に当たっては公募を行い、書類による審査の上、面接を行っている。また、教員選考基準には、教授、准教授、助教及び助手の職位ごとに、人格、経歴、教授能力、教育及び研究の業績、学会及び社会における活動等について、大学教員たるに適する者を選考することと定められている。教育上の指導能力については、教員選考基準第 2 条に教員の基本条件として教授能力を掲げ、資格審査において提出書類、面談等から評価しているほか、採用時には「大学における教育及び自己の研究活動についての抱負（レポート）」による書類審査と面接によって評価を行っている。

また、昇格人事については、研究業績、社会活動、大学運営についての評価に、教育上の指導能力も勘案して行っている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成 7～12 年度の自己点検・評価を行った結果、『自己点検・評価報告書—芸術系短期大学の現状と課題—』（平成 13 年 10 月）及び『教員の教育・研究活動報告書』（平成 13 年 10 月）を刊行している。

また、平成 17 年度からは、ウェブサイト上での教員紹介のほか、『秋田公立美術工芸短期大学紀要』及び『秋田公立美術工芸短期大学学報』の発行や教員展の開催により、教員の教育研究活動を広く公開している。

しかしながら、教員の教育活動に関する組織的かつ定期的な評価は、取組に着手したばかりである。なお、教員が個々に授業の中でアンケートを行っているものの、全学での授業評価については着手したところである。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価及びその結果把握された事項に対する取組については、現時点では十分に実施されているとはいえないと判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

『シラバス・キャンパスガイド』及び『秋田公立美術工芸短期大学学報』の記述から、工芸美術学科及び産業デザイン学科の教授、准教授及び助教の研究活動と主な担当授業科目との関連性を確認することができ、教育内容等と関連する研究活動が多面的に行われていることが分かる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 短期大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

教育支援者として、事務局長1人、事務局次長1人のほか、嘱託職員及び臨時職員を含め、庶務、経理を担当する総務課に13人、教務、学生、保健を担当する学生課に8人（看護師を含む）を配置している。また、附属図書館には司書のほか1人、研究棟には学科ごとの教員研究費等の執行など教育・研究に関わる事務処理を担当する職員2人を配置している。

また、補助職員及び教務補助員の任用等に関する規程に基づき、演習・実習科目が多い教育課程の特殊性を考慮し、教務補助員として、工芸美術学科に6人、産業デザイン学科に2人を配置し、授業等の補助を行っている。なお、産業デザイン学科では、学生数、分野数、授業科目数及びその内容に比し、運営・管理支援業務量が現状の人員（2人）では対応に限界があると判断している。

さらに、技術講師として、工芸美術学科では7人、産業デザイン学科では3人に委嘱しているほか、附属図書館には、専任の司書1人及び非常勤職員1人、兼任の事務局職員8人を配置している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 制作を中心とした美術系の短期大学として、多くの専門分野を有し、適切に専任教員を配置している。

【改善を要する点】

- 教員の教育活動に関する組織的かつ定期的な評価が十分には行われていない。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

工芸美術学科及び産業デザイン学科は、共通の「入学者受入方針」として、「美術・デザインに関心を持っている人」、「基礎学力を備え、表現力向上に意欲のある人」、「大学で学んだことを社会に活かす意欲のある人」と定めており、専攻科においては、「美術・工芸・デザイン分野の高度な専門知識及び技術の修得を望む人」と定めている。これらの「入学者受入方針」は大学案内、入試案内、学生募集要項、ウェブサイト等にも掲載し、入学志願者及び保護者、高等学校関係者、一般社会に公表して周知を図っている。また、大学案内、入試案内等は、大学説明会、オープンキャンパス、高等学校訪問等で配布し、活用している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-1-2① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

入学試験は、推薦入学試験（指定校特別推薦制度を含む。）、社会人特別選抜・帰国子女特別選抜、一般入学試験（前期）・一般入学試験（後期）の3区分、5種類の試験形態で実施している。実技試験・推薦書・調査書・面接の結果を総合して判定する推薦入学試験、実技試験・小論文・出願書類・面接の結果を総合して判定する社会人特別選抜、学科試験・実技試験・調査書等の結果を総合して判定する一般入学試験等、入学志願者の能力を入学者受入方針に照らして判定することができるように多様な選抜方法を実施している。

これらの入学者選抜は、社会的ニーズを検討し入試形態の見直しを行っており、平成17年度には附属高等学院（専修学校高等課程）の特別推薦枠の設定、試験区分の定員配分の改正等を実施し、平成19年度には専門的に美術を学んでいる附属高等学院の特別推薦枠の増員を行っている。また、平成21年度には、帰国子女特別選抜及び一般入学試験（後期）を廃止することとしているほか、受験生の負担を減らし、より多くの受験機会を作ることを目的として一般入学試験（前期）の実技試験から色彩表現を除くことを決定している。

また、専攻科課程の入学者選抜は、広く学内外に入学志願者を求め、成績証明書・作品・面接等による総合判定により実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能し

ていると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

社会人入学者受入方針は、「美術・デザインに関心を持っている人」、「大学で学んだことを社会に活かす意欲のある人」と定めており、入学試験の内容、面接時の質問に反映している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、教授会の下に設置されている入試委員会が、「選抜方法に関する調査、研究に関すること。」、「学生の募集方法および入試要項に関すること。」、「入学者の選考基準に関すること。」、「合格者名簿の作成に関すること。」、「出題採点委員および面接委員の選任に関すること。」、「その他入学試験に関すること。」を分掌しており、学長が指名した教授会構成員5人が委員となって、学長が指名した委員長の下に、学生課の事務職員とともに、主たる仕事を推進している。

入試委員会では、試験区分ごとに『入学試験実施マニュアル』を作成しているほか、実技試験問題の作成、面接試験の評価項目設定と評価の在り方等の明文化を実施している。また、合否判定は、入試委員会において合否判定原案を作成し、学科会議、役員連絡会を経て、教授会で審議し、学長が決定している。

入試実施体制の改善例として、受験生の質問等を活かした監督者注意事項を作成し、対応の一元化を図っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

当該短期大学は、教員数も少なく、大半の教員が入試委員、出題・判定委員、面接試験委員等を担当することとなり、試験及びその結果に対し、情報を共有しうる状況にある。また、入試判定作業において入試委員会の原案に対し学科会議、役員連絡会の議を経ることにより検証を実施しているといえる。

改善の具体例として、短期大学士課程においては、推薦入学試験における面接試験の評価方法の改善、社会人特別選抜の改善（年齢制限の見直しや小論文の実施）、一般入学試験（前期）における色彩表現の廃止、一般入学試験（後期）の廃止等を行っている。また、専攻科課程においては、入学試験における面接の評価方法や学内受験者の受入分野変更の条件整備等の改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-1① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該短期大学の学科募集定員は、工芸美術学科60人、産業デザイン学科90人の計150人である。また、専攻科課程募集定員は、工芸美術専攻10人、産業デザイン専攻15人の計25人である。平成16～20年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。

〔短期大学士課程〕

秋田公立美術工芸短期大学

- ・ 工芸美術学科 : 1.04 倍
- ・ 産業デザイン学科 : 1.03 倍

[専攻科課程]

- ・ 工芸美術専攻 : 0.88 倍
- ・ 産業デザイン専攻 : 0.66 倍

専攻科課程の産業デザイン専攻については、入学定員充足率が低く、平成 18 年度、平成 19 年度の入学者は特に少なかったが、平成 20 年度にはほぼ入学定員と実入学者数の関係の適正化が図られている。これは、平成 18 年度の産業デザイン学科の再編により大幅なカリキュラムの変更及び専門分野の明確化に着手し、専攻科の改編は、この再編年度に短期大学士課程に入学した学生の専攻科進学に連動して平成 20 年度に実施したことにより、旧 3 コース制に比し、再編後のカリキュラム構成と専門分野の明確化が、学生の就学意欲の向上につながり高度な専門性を持った学生を育成するという専攻科の教育方針に対する理解が浸透した結果と分析している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、専攻科課程の 1 つの専攻を除いて適正であり、入学定員充足率が低かった専攻においても適正化が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(短期大学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<短期大学士課程>

- 5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

教育目標及び授与する学位を踏まえ、両学科ともに、教育課程は教養基礎科目群及び専門科目群から構成している。教養基礎科目群は、体育、外国語、人間と文化の理解、現代社会の理解、人間と自然科学の理解の5分野により構成しており、21科目から12単位以上を修得することとしている。学科ごとに設置している専門科目群では、工芸美術学科については57科目から52単位以上、産業デザイン学科については66科目から50単位以上を修得することとしている。なお、専門科目群の設置目的について、工芸美術学科は、「ものづくり」を志す学生に、各分野での専門技術を修得させることを目的としている。1年次から専門的基礎知識、技術を段階的に履修していくことにより学習意欲を喚起させ履修目的を明確にし、より効果的に技術を修得できるようにしている。」とし、産業デザイン学科は、「デザイン」を志す学生に、デザインの意義や基礎的な専門知識を、段階的に修得させることを目的としている。デザインに対する好奇心を増幅させ、学生の可能性をひらき、自立した職業人を自ら創りあげる一助として、11の分野にかかわる豊富な選択科目を用意している。」としている。

修学期間は専門技術の修得にも配慮して Semester制とし、専門科目群は、1年次前期から選択履修することとしており、基礎から応用へと進む段階的な履修編成となっている。工芸美術学科は素材別の9コース制を導入し、1年次に9コースの基礎科目の中から3科目を選択し、履修した上で、将来進みたい1コースに進路を絞らせ、2年次にコース配属としている。産業デザイン学科は、1年次後期に11の分野の選択履修と学びの姿勢(学ぶ方向性)の質が違うSD(デザインサイエンス)とCMD(コマースメディアデザイン)の2領域の体験授業とを経て、2年次には11分野の中から自らが選択した分野への配属としている。工芸美術学科の各コース、産業デザイン学科の各分野には、それぞれにふさわしい専門科目群の授業科目を配置し、実技系科目の多い短期集中、実践教育型カリキュラムとしている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各学科の授業内容は、1年次前期に最も基本的な思考と技術を修得するための授業科目を置き、ものづくりの意味を理解するために、講義と演習を組み合わせ、知識と技術の効率的な履修を目的としている。特に産業デザイン学科では、SD（デザインサイエンス）、CMD（コマースメディアデザイン）の2領域を設け、その根幹となる「SD演習Ⅰ」及び「CMD演習Ⅰ」を1年次後期、「SD演習Ⅱ」及び「CMD演習Ⅱ」を2年次前期に履修するように配置しており、併せて11分野制に関連した基礎的科目を配置し、専門科目群において多様な科目選択を可能としている。

1年次後期から2年次前期にかけては、芸術家、デザイナーになるための実践的な知識、技術の養成を目的とする専門科目を置き、さらに理論的思考と技術力の展開ができる授業科目を配置している。

2年次前期には、選択したコース（工芸美術学科）や分野（産業デザイン学科）で、自らが選択したテーマを立案・検証し、卒業制作につながる高度な専門技術と知識を養成できる授業科目を置いている。

2年次後期には、各コース、各分野において卒業制作を中心に履修できるように配慮している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

それぞれの学科の授業内容は、教員の専門性との相関が強く、各教員の研究成果が反映されているものとなっている。各教員の研究成果は、『秋田公立美術工芸短期大学学報』、『秋田公立美術工芸短期大学紀要』、教員作品展等に公表されている。

産業デザイン学科の改編により、コース制を領域制に、さらには分野制としたことにより、少人数体制で学生を指導することが可能となり、教員の研究成果が授業内容により深く反映されている。また、学生が教員の共同研究者として参加し、学会発表等も行われるようになっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

工芸美術学科では、2年次のコース選択に先立ち9コースの基礎科目の中から3科目を選択し、履修することにより、学生の希望と適性に対応できるような科目編成としている。また、産業デザイン学科においては、平成18年度に従前の3コース制を廃止し、多様な分野を履修したいという学生のニーズにこたえるよう、11分野に拡大するとともに、それぞれの分野に関連する授業科目で編成している。

他学科の授業科目は、4単位を限度に履修できることとしており、卒業所要単位として認めている。一方、秋田県内の11高等教育機関と単位互換協定を締結した「大学コンソーシアムあきた」に参画しており、協定に基づいて、他大学等の授業は特別聴講生として授業料を相互に免除されて受講し、単位を修得できる。修得した単位は、審査の上、15単位を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修とみなしている。

写真講習会等の補充教育も、各科目で必要に応じて行っているほか、実習系の授業科目は主に午後開設しており、授業時間内に作業等が完結しない場合には、授業時間外に教員が適宜指導時間を設けて各学生の要望に対応している。

また、工芸美術学科は、各分野で活躍する人を講師に招く特別講義を年に2回開催して補充教育に充てているほか、当該短期大学が市民を対象に開催している各界スペシャリストを招聘した市民講演会、年に数回開催している公開講座、大学開放センターで行っているワークショップ、シンポジウムや展覧会にも学生の参加を認め、補充教育の場としている。

毎年度、インターンシップ及びオープンハウスを実施しており、単位認定はしていないものの、インターンシップは、平成18年度には17社へ31人、平成19年度には19社へ37人が参加しているほか、オープンハウスは10社に延べ16人が参加している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

実技、実習に使用する各工房・コンピュータ室の使用は20時まで利用可能としており、2年次後期には卒業制作に集中できるように授業科目を配置し、学生が調査研究の時間を十分確保できるようにしている。また、平成20年度より授業回数確保が難しい前期には、補講期間を設けているほか、ホーム教室、工房では各課題等の授業時間外の指導も積極的に行われている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

工芸美術学科においては、2年次で1学年約60人の学生を9コースに配分し、1コース7～8人ずつとしており、産業デザイン学科では1学年約90人の学生を11分野に所属させて、それぞれ少人数教育を行っているほか、分野ごとに教室やアトリエを決めることにより、学生の制作活動に配慮している。特に「卒業制作」における授業の進め方は、実習指導を柱としながらも表現意図及び作品評価の客観性を組み込んだ対話型の優れた学習指導法といえる。

また、両学科ともに、学生の学習意欲を喚起するために、実技系演習を早い時期に履修させ、モチベーションを高めるカリキュラム編成を行っている。

学生の制作プランの段階での複数教員の指導による多角的なものの観方・考え方の指導や全教員及び学生を対象にしたプラン発表、中間講評、審査会における作者としての制作意図や経過の説明及び視聴覚機器を活用したプレゼンテーション等は、本人の創造活動に客観性を持たせることによる教育内容の着実な発展を促す学習指導法であり、教育の目的として掲げている創造性豊かな人間性の育成に大いに役立つ学習指導法といえる。

授業で視聴覚教材を十分に活用するため、教員の要望に従って機器の更新、追加等に配慮しており、液晶プロジェクタとパソコンによる授業に対応して一般講義教室にスクリーンを設置し、液晶プロジェクタを追加導入するなど、視聴覚機材の設備強化を図っている。実習用コンピュータを頻繁に活用している産業デザイン学科では、おおむね4年ごとに更新する計画としており、最近では、平成19年度に更新している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、履修上の注意、授業概要、授業計画、評価方法、授業のねらい・学生へのメッセージを基本構成としている。授業計画は全15回分を明示することを原則とし、評価方法は、学生に分かりやすく基準を明らかにすることにより、客観性・厳格性を確保している。入学時の履修ガイダンスにおいて、シラバス及びキャンパスガイドを合わせた冊子『シラバス・キャンパスガイド』を配付し、授業科目選択の判断材料、授業受講の際の活用に使っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

当該短期大学は、少人数教育が可能な規模であることに加え、芸術系の短期大学であるため、授業時間外の制作活動が不可欠であることから、学生の自主学習については、各教員が設備利用等を含め柔軟に対応している。

実習が多く、溶解炉、大型工具類の使用もあるため、授業終了後も夜間まで教員が制作を指導・監督しているほか、「卒業・修了制作展」前には、土曜日・日曜日にアトリエを開放して指導することもある。各教室、コンピュータ室や創作工房棟では、学生が自由に創作活動を行うことを可能としており、創作工房棟においては、「創作工房棟時間外使用申請書」を提出させることにより、夜間の使用を可能としている。平成19年度の創作工房棟時間外使用実績は、年間331日となっている。

基礎学力不足の学生への配慮として、デッサン力が不足している状態で入学してくる学生に備えてオープンキャンパス後にデッサン講習会を開催しているほか、入学試験前の説明会においてもデッサン指導を行っている。また、工芸美術学科では「造形表現基礎(素描)」を、産業デザイン学科では「デザイン概論」及び「デザイン演習」をそれぞれ1年次前期に必修科目として配置することにより、基礎が身に付くよう配慮している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクリーニングを含む。)、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価については、学則第 29 条及び学科履修規程第 8 条に定めている。授業科目ごとの成績評価は、担当教員が、試験並びに平常成績及び出席状況を総合判断して行うこととしており、評価方法は、シラバスにより学生に周知している。成績評価は、優（100 点～80 点）、良（79 点～70 点）、可（69 点～60 点）、不可（59 点以下）の 4 段階評価とし、優、良及び可を合格とし所定の単位を与えている。

卒業認定基準は、学則第 30 条及び第 31 条に規定し、卒業に必要な単位数は工芸美術学科 64 単位以上、産業デザイン学科 62 単位以上としている。

既修得単位の認定は、学則第 33 条に定めている。担当教員が、認定理由を記入した理由書等を教務委員会において検討し、教授会で審議、決定しており、これらの内容については、各学科で実施する履修ガイダンスで周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価及び単位認定は、各授業科目担当教員が成績評価基準に従って成績記載シート（成績報告書）に成績を記載し、学生課教務担当が一括管理している。

卒業認定は、学則第 30 条及び第 31 条に定める卒業認定基準に基づき、教務委員会が単位修得状況を確認し、役員会の審議を経て、教授会で審議・決定し、学長が行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するための措置として、『シラバス・キャンパスガイド』には、単位認定、評価方法等を明示しているとともに、成績等について質問がある場合は担当教員に直接申し出ることができることを明記している。また、学生からの質問や申立てには、速やかに回答することとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

5-4-① 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

工芸美術専攻においては工芸美術学科と、また、産業デザイン専攻においては産業デザイン学科と連携し、それぞれの学科におけるカリキュラム内容の修得を基礎として、さらにより高度な専門的知識や技術を修得し、実践力の一層の充実を図っている。

これらのことから、学科の教育との連携を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

工芸美術専攻の授業科目は、専門教育科目（共通専門科目群と専門教育科目群で構成）と修了制作からなり、教育課程の修了要件は専門教育科目 26 単位以上（内訳は選択科目 8 単位以上、必修科目 6 単位、選択必修科目 12 単位）、修了制作 4 単位、合計 30 単位以上とし、共通専門科目に「造形表現演習（平面）」、「造形表現演習（立体）」及び「デザイン表現演習（色彩・平面構成）」を開設している。

産業デザイン専攻の修了要件は、専門基礎科目 4 単位以上、専門技術科目 4 単位以上、専門応用科目 10 単位、修了制作 8 単位、合計 30 単位以上とし、専門技術科目では各分野のより専門的な授業内容の充実を図るため、分野ごとの個別授業を展開している。

両専攻の専門教育に関わる授業科目においては、学科に比べてより高度な内容の教育を実施している。これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

両専攻の授業では、専攻科の学生がそれぞれのコース・分野に所属し、少人数指導が行われている。

工芸美術専攻では、学外演習として、ものづくりの原点ともいえる古美術作品を研究し美術工芸への理解を深めるために、寺社・遺跡等を訪れる「古美術研究」(学外演習)と、秋田県内の地域文化と関わりの深い産業現場を訪れ、産業工芸品の製品調査や生活者が求めている工芸品のイメージと期待を分析するなど、生産現場の現状を把握するために 10 箇所前後を訪問する「地域産業研究」(学外演習)とを置き、それぞれ美術・工芸及びデザインへの知識を高める授業科目としている。

産業デザイン専攻では、地域文化との関わりを持つ授業科目として、平成 20 年度から専門応用科目に「地域産業デザイン研究」(学外演習)、「デザイン作品研究」(実習)を新たに開講している。

カリキュラムは、前期では専門性に基づく技術と知識をより高める授業科目を中心に配置することにより、地域産業との共同研究を兼ねた実践的な授業を展開し、後期では修了制作に集中できるように編成している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-④ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

授業の内容に、研究の成果を反映するため、可能な限り実践を捉えた教育内容が展開できるよう工夫しており、「地域産業研究」、「地域産業デザイン研究」等の授業科目において、地域と深い関わりを持ち、実践的な体験ができる環境を整備している。

平成 20 年度は、産業デザイン専攻の「地域産業デザイン研究」において、教員の研究の成果を反映させ、「秋田を元気にするプラン策定」及び「米菓メーカーの新商品開発のためのデザイン制作」のテーマで開講している。

また、短期大学士課程での教育内容に比べ、専攻科課程では専門性の高い授業内容となっており、教員の特色ある研究活動の成果が授業内容に反映する傾向が全体に大きくなっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-⑤ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。)に配慮しているか。

平成 20 年度に新設した専門応用科目である「地域産業デザイン研究」は、学生のニーズにこたえて設

置したものであり、学生の興味・関心のあるテーマに沿った研究を行うことができる内容となっている。また、両専攻ともに他専攻の授業科目の履修を4単位まで認めており、平成20年度前期には、工芸美術専攻の在学学生8人全員が産業デザイン専攻の専門技術科目である「デザイン表現演習」を受講している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

入学定員は工芸美術専攻10人、産業デザイン専攻15人と少人数であり、きめ細やかな指導体制が採られている。特に「修了制作」等における授業の進め方は、実習指導を柱としながらも表現意図及び作品評価の客観性を組み込んだ対話型の優れた学習指導法といえる。

授業形態は、両専攻ともに必修の共通専門科目で基幹的な知識を修得させている。また、専門教育科目は実技系の選択必修科目と講義系の選択科目から構成されており、必修科目を少なくすることにより、十分な実技時間を確保することができ、修了制作において、より完成度の高い作品づくりが行われることを目指している。

工芸美術専攻の「美術作品研究」及び「古美術研究」はフィールドワーク型の授業形態としており、工芸美術専攻の「地域産業研究」及び産業デザイン専攻の「地域産業デザイン研究」は、秋田県内の企業、施設等を訪れ、生産現場の実情を把握し、今日の生活者が求める工芸・デザインを調査研究する授業科目としている。

これらのことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

平成18年度にシラバスの記載内容を見直し、基本構成として、授業科目ごとに履修上の注意、授業概要、授業計画、評価方法、授業のねらい・学生へのメッセージを記載している。

また、入学時の履修ガイダンスにおいて『シラバス・キャンパスガイド』を配付し、具体的な履修例を示すなど、科目選択のための判断材料とするほか、授業を進める上で活用することを指導している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 自主学习への配慮、多様な専門分野への配慮等がなされているか。

コンピュータ室、各実習室等の教室は、自主学习のために20時まで利用できることとしており、創作工房棟は夜間の自主学习も可能としている。また、附属図書館は19時まで開館することにより、学生のニーズにこたえている。

基礎学力が不足している学生への対応や自主学习への配慮から、各教員は時間外にも個別に対応しており、実習が多い当該短期大学の特殊性を踏まえ、安全上にも留意している。

これらのことから、自主学习への配慮、多様な専門分野への配慮等がなされていると判断する。

5-6-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、複数教員による指導、研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。）が行われているか。

各専門別のコース・分野において開設している多くの専門教育科目は、より高度な専門的知識や技術を短期間に修得させるため、それぞれ専門分野の教員が指導している。

また、修了制作において、工芸美術専攻では中間発表会の回数を増やし、産業デザイン専攻では中間プレゼンテーションの内容の充実を図っており、それぞれ分野を越えた教員が参加し、多方面からアドバイスしている。

これらのことから、専攻科で修学するにふさわしい研究指導が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価については、学則第29条の学科における学修の評価を第44条において準用することとしており、専攻科履修規程第8条において、「成績の評価は、試験並びに平常の成績及び出席状況を総合的に判定する。」と定めている。評価基準は、優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）の4段階評価とし、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与えている。

授業科目別の成績評価については、シラバスに評価方法として、それぞれの授業科目の授業内容に則した方法を設定しているとともに、学生への周知を図っている。

修了の要件と修了については、学則第42条及び第43条に定めており、修了所要単位数30単位を修得した者に、教授会の議を経て学長が修了を認定することとしている。学則は、『シラバス・キャンパスガイド』に掲載して配付することにより、学生に周知している。

これらのことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価は、履修手続きをした授業科目の内容により、筆記、レポート、作品、平常の成績、出席状況等により行われており、基準に基づいて4段階で行っている。定期試験は、各期末に筆記試験、レポート提出、作品提出等により行っているが、授業科目によっては随時試験を行っている。また、当該授業科目の授業実施時間の3分の2以上に出席しなければ、原則として当該授業科目の受験資格を失うものとしており、所定の試験に欠席した者の追試験は行わないこととしている。ただし、病気その他の特別の理由によりやむを得ず受験できなかった者に対しては、願出により追試験を受けることができることとしている。

複数教員が担当する授業科目は、関係教員により総合評価されている。

修了認定は、教務委員会、役員連絡会を経た後、教授会での議を経て、学長が行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するための措置として、学生が授業科目担当者に申し出を行い、学生課教務担当又は教科担当者が事実確認を行って対処することとしており、シラバスに「成績等について質問がある場合は担当教員に直接申し出る事」と記載されている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各学科・専攻科において少人数教育を実施し、きめ細やかな指導体制が整えられているほか、実習指導を柱としながらも表現意図及び作品評価の客観性を組み込んだ対話型の学習指導法が採られている。
- 学生の制作プランの段階での複数教員による指導や全教員及び学生を対象にしたプラン発表、中間講評、審査会における制作意図や経過の説明及び視聴覚機器を活用したプレゼンテーション等は、教育の目的として掲げている創造性豊かな人間性の育成に大いに役立つ学習指導法といえる。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

各学科・専攻科において、当該短期大学の目的に沿って、教育目標を定め、その中で身に付けるべき資質・能力や養成しようとする人材像等について明示し、シラバスに掲載すること等により、学生がその教育目標を理解した上で学修できるように配慮している。また、これらの教育目標に沿ってカリキュラムを編成している。

学生の達成状況を検証・評価するための取組として、試験・各種レポートによる評価を実施しており、学生の現状や課題に関しては、学科会議等における情報交換等を通して検証に努めている。成績評価についても、総合的な達成状況検証・評価のための取組として、卒業制作及び修了制作の審査会及びプレゼンテーションを行っており、その成果は展示・発表により外部に公開している。専攻科の修了制作についても、学科と同様の形式で評価や展示・発表を行っており、毎年度まとめている『秋田公立美術工芸短期大学 卒業・修了制作 作品集』は、学科・専攻科の総合的達成状況の成果となっているほか、毎年3月に秋田市で開催される「卒業・修了制作展」の優秀作品には、学長賞、財団法人秋田学術振興財団からの財団賞が授与されている。これらの作品は大学祭や進学説明会にも展示して広く公開し、教育目的に沿った指導を行っていることの確認の機会としている。

いくつかの学外作品展への出品が行われていること、公募展・コンクールで入選・奨励賞・優秀賞・最優秀賞等を受けた者がいること、また、美術・工芸系の4年制大学3年次編入合格者等がいることによっても、修学の達成度を検証・評価することができる。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教養科目及び専門科目の講義・演習・実習における学生及び教員の熱心な取組の成果として、学外コンクール・展覧会等への入賞者は、平成18年度には48人である。

各学科・専攻科の必修科目である卒業制作及び修了制作では、全員が個々に作品制作に取り組み、毎年2月初旬に、学科別、専攻別発表会にその成果を発表している。毎年3月には秋田市の公共施設で「卒業・修了制作展」を実施しており、来場者のアンケート結果及び新聞記事から見て、地域・社会に広く認知され、高い評価を得ている。

なお、平成19年度において退学者は17人、休学者は9人であり、単位修得、進級、卒業・修了の状況は、例年ほぼ90%程度である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成18年度に実施した学生満足度調査より、教育成果に関する項目で、「満足」及び「ほぼ満足」を合わせた割合と「不満」及び「やや不満」を合わせた割合を比較すると、短大生活全体は46%対14.2%、教養基礎科目は33.5%対9.1%、専門科目は49.4%対13.7%、実習・演習は53.4%対10.8%、教員との交流は35.3%対13%と、「満足」及び「やや満足」を合わせた割合が「不満」及び「やや不満」を合わせた割合の約3倍以上、特に専門科目に多い実習・演習は約5倍となっており、学生からの意見聴取の結果からは、教育の成果が上がっていることが分かる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年度の両学科・専攻の卒業・修了の学生数は151人で、うち112人が就職及び専攻科課程や他学校等への進学であり、他は進路未決定者である。学科・専攻別就職内定状況は、工芸美術学科及び工芸美術専攻合わせて80.0%、産業デザイン学科及び産業デザイン専攻合わせて92.3%であり、両学科・専攻合わせた全卒業（修了）者の就職内定率は87.0%である。また、出身地別就職内定率は、県内出身者の25.0%が県内に就職し、県外出身者の53.3%が県外に就職している。なお、専攻科の学生の就職者は、すべて県外出身者であり県外に就職している。

就職先を業種別に見ると、サービス業、製造業、卸売・小売業、情報通信業、公務、教育・学習支援業、建設業の順になっている。

また、進学・編入学先は、美術系・芸術系の4年制大学や美術・工芸系専門学校・研究所等である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該短期大学では、平成7年度の開学以来、学生の就職活動を円滑に進めるために就職連絡協議会を設置し、秋田市内並びに秋田県内の各種企業組合代表者から、期待される卒業（修了）生像への意見を求めるとともに、社会人として必要な資質について率直な意見を得ている。

また、学生委員会を中心に、教員が秋田市内及び県内の卒業（修了）生が在職する企業を訪問し情報交換に努めているほか、県外企業にも適宜訪問して意見を集約している。

1年次の学生を対象とした就職ガイダンスでは、専門講師を招聘し、講演や学生とのディスカッションを行っている。さらに、学生が職業を体験するプログラムとして、インターンシップを行っている。

平成18年度に実施した平成13～17年度までの卒業生全員に対する卒業生満足度調査結果から、「専門科目」については「満足」及び「ほぼ満足」合わせて62.7%に対し、「やや不満」及び「不満」合わせて10.9%、また、「インターンシップなど、学外での職場体験制度」については「満足」及び「ほぼ満足」合わせて39.1%に対し、「やや不満」及び「不満」合わせて8.2%となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に全入学生対象の合同ガイダンス及び各学科別でのガイダンスを実施しており、合同ガイダンスにおいては、新入生を対象に学科長から教育目的、教育計画について、また学生課の事務職員から履修手続き等について説明が行われている。特に履修方法については、必修・選択・選択必修の科目の別、卒業に必要な単位数、時間割の組み方等について、シラバス、資料等で確認しながら説明を行っている。

学科別ガイダンスにおいて、工芸美術学科では授業の概要や施設、設備の説明、参考作品等について、担当教員から各コースの内容紹介が行われており、新入生にとって視覚的に分かりやすく各コースの特色が把握しやすいものとするため、平成20年度より映像を交えた紹介を行っている。また、広い敷地内に点在する工房の位置を確認し、実際の作業場の雰囲気をつかむことを目的に、少人数の班編成で学内見学ツアーが行われており、専攻コースを決定する際に、学生と希望コースのマッチングが適切に行われるようにするための役割も荷っている。コース決定までには、各教員の出席の下に繰り返し希望調査が行われ、その都度各コースの特色及び選考の方法、基準について詳細な説明が行われている。併せて、最終決定までには個人面談も実施されている。

産業デザイン学科では、コース制から分野制への移行に伴いカリキュラムの大幅な改変を行い、授業科目を刷新したため、各分野の内容をより深く理解するために、1年次前期に開設している「デザイン概論」において分野のガイダンスを行い、卒業後の進路を見据えた長期的な目標を設定し、そのための具体的な履修例を提示している。

履修登録ガイダンスは、学生課の事務職員により各学年前期・後期それぞれに行われている。履修届提出後に1週間程度の猶予期間を設け、一度授業に出席し授業概要やねらいを確認した上での履修変更も可能としており、各自の学修目的に応じた時間割を組み立てられるよう制度を整えている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

1年次に30人規模のクラス担任制を採用し、各クラスに担任・副担任教員を配属している。担任・副担任教員は、学生の学習、生活等に対して全般的な助言・指導を行っている。2年次及び専攻科課程では、担当の指導教員が進路、学習相談、助言等を行っている。

学生に対する就職・進路指導は、学生委員会が策定する就職対策事業スケジュールにより進めており、

その主な内容は進路希望調査、就職ガイダンス、個別面談、インターンシップである。1年次の学生に対しては就職に関する意識の高揚を図るためのガイダンス等を行い、2年次の学生及び専攻科の学生に対しては、具体的・実践的なガイダンスを行っている。ガイダンスは両学科2年次の学生及び専攻科の学生に対して、前期・後期各1回学生が記入した進路希望調査票を基に、各コース・分野担当教員が個別に希望状況を把握し、さらに学生課の事務職員による個別面談を行うことにより、進路に関する情報提供と指導を行っている。各コース・分野の教員は、学生課の事務職員から報告された個別面談結果を参考に進路指導を行っている。就職活動に関しては、学生委員会が主体となり、就職希望先企業の訪問を行い、求人情報等を入手するなどの活動を行い、進路相談に活用している。

これらのことから、進路・学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握するために、平成18年度より学生満足度調査を実施しており、平成19年度に実施した結果によれば、当該短期大学に対する短大生活全体の満足度は、「満足」12.3%、「ほぼ満足」41.1%、「ふつう」38.4%となっている。

学生自身が希望する卒業制作活動に就けるかどうかについては、学生の大きな関心事であるとして、施設設備や指導教員数を考慮し、学生の希望進路や適性、選抜方法の公平性を考慮し、希望調査を行うほか、個人面談を実施すること等により、コース・分野の決定をしている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

特別な支援を必要とする帰国子女に対しては外国語教員が、また、軽度の障害のある学生に対しては担当の指導教員が個別に対応している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

美術工芸、デザインを学習するという性質上、各実習室、各コンピュータ室（利用時間：8時30分から20時）の授業時間以外の学生使用を認めている。危険を伴う設備・機器の使用に関しては一部の使用を制限しており、学生は事前に各設備・機器管理責任者に許可を得ることとしている。

また、学生の自主制作・学生会活動等のために、創作工房棟（利用時間：8時30分から20時）を開放しており、有効に活用されている。創作工房棟には学生ホール、学生会室、給湯室、ミーティングコーナー、器具庫、トイレ等を整備しており、20時から24時までの使用は、学生課に届け出ることにより延長して使用することを可能としている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生自治会（学生会）が組織され、その活動に対し、後援会から活動援助金が交付されている。平成20年4月現在22のサークルが活動を行っており、1サークルごとに3万円の援助金を支援するとともに、学内の一部の講義室や実習室、体育館、レストハウス、創作工房棟を学生会活動及びサークル活動に提供している。サークルには教員が顧問として就任しており、必要な支援・助言を行っている。また課外活動中の不慮の災害事故補償に備えるために学生教育研究災害傷害保険に加入している。

また、近年はサークル活動とは別に個展・グループ展を開く学生も増加していることから、後援会より1人当たり8千円（上限10万円）の援助金を交付し支援を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

保健センターにおいて、学生の健康に対する問題の相談窓口を設け、健康相談とカウンセリングを実施しており、学生の健康、生活相談、学内外においての対人関係等を含め、様々な悩みに対してアドバイスや問題解決に向けての相談に当たっている。また、各種ハラスメントの相談体制や防止対策のための全学的な説明会を実施し、ハラスメント防止のためのガイドラインについても見直している。

進路相談については、全学生を対象に学生委員会により策定された就職と進路対策事業を行っている。なお、平成18年度に実施した平成13～17年度までの卒業生全員に対する卒業生満足度調査結果では、「卒業後の進路に関する資料や情報」について「満足」及び「ほぼ満足」が合わせて23.7%に対し、「やや不満」及び「不満」が合わせて25.4%となっており、満足度が高いとはいえない。

1年次の学生には、2回のインターンシップと計4回の就職ガイダンスを設けており、2年次の学生と専攻科の学生に対しては、2回の進路希望調査を行い、それに沿って個別相談を実施している。個別相談は学生課の学生担当職員が行い、その内容や結果は、1年次の学生については各クラスの担任教員に、2年次の学生や専攻科の学生については各コース・分野担当の教員が把握できるように毎回報告されている。各コース・分野担当教員は、その報告に従い学生の進路希望先や現在の就職活動の状況、生活状況等について、指導しつつアドバイスをを行っている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、おおむね機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生支援室及び学生課窓口において、進路や生活に対する相談を受付し、アパートやアルバイトの情報等の生活に必要な支援を実施している。また、平成18年度から学生満足度調査を実施して生活支援のニーズを把握しており、その結果、約80%以上の学生から、「満足」、「ほぼ満足」、「ふつう」であるとの回答が得られている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生募集では、特別な生活支援を必要とする障害のある学生や留学生にも門戸を開いているものの、現

在まで、日常的に特別な生活支援を必要とする障害のある学生や留学生の入学実績はない。ただし、短期間の外国人研修生を受け入れた実績があり、その際には、指導教員が、生活支援も含め、研究活動全般を支援している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

奨学金制度については、入学時のガイダンスの際、日本学生支援機構の奨学金制度に関する説明会を新入生全員に対して実施するとともに、電子掲示板を利用して周知している。また、平成20年度からは学内情報システム（ポータルサイト）のお知らせ機能を利用し、周知している。

経済面の援助は、日本学生支援機構の奨学制度及び授業料等減免（徴収猶予）制度があり、平成19年度の実績は、それぞれ128人（全学生の約40%）、24人である。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準 8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該短期大学の校地面積は 51,194.00 m²、校舎等の施設面積は、18,561.87 m²となっている。

校舎は講義棟 3 棟、実習棟 3 棟、管理棟、研究棟、厚生棟、附属図書館、体育館、大学開放センター、創作工房棟からなり、校舎には講義室、各実習室をはじめ、コンピュータ室、撮影用のスタジオ、語学教育機器を導入した CALL 教室等を設置している。特に、実習棟、創作工房棟、大学開放センターは、秋田県の近代化歴史遺産である旧国立農業倉庫を改修し、学生の学習環境として有効活用しているものであり、当該短期大学の特色となっている。

講義棟 A のコンピュータ室 2 室には、情報教育のための施設として学内ネットワークに接続されたパソコン 85 台を設置しており、すべてのパソコンにスキャナを取り付けている。講義棟 B のコンピュータ室 5 室には、産業デザイン学科の演習、実習等で使用するパソコン 115 台を設置しているほか、大型インクジェットプリンタ 3 台を導入しており、デジタルデータの大判サイズでの出力が可能である。

また、学内は車椅子等での往来ができるためのスロープを設置しているほか、研究棟に接続されたシンボルタワーにはエレベータを設置しているなど、バリアフリー化への配慮がなされている。

これらのことから、短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされている判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

学内ネットワークが整備され、認証システムの導入によってすべての講義室・演習室等からインターネットへの接続が可能である。

全学生にアカウントとパスワード及びメールアドレスを発行し、学内外のパソコンから電子メールの送受信を可能としている。情報関連の授業科目である情報リテラシーにより、学生は情報システム利用のためのルールや基礎的知識・技術を習得し、情報ネットワークを有効に活用している。

学内ネットワークに接続されたパソコンをコンピュータ室に 85 台、学生支援室に 2 台、附属図書館に 3 台設置して開放しており、学生は図書・文献検索を行うことができるほか、就職や進学等の情報収集に活用している。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備の運用については施設管理規程により運用の方針を定めているほか、講義室・実習室等、コンピュータ室、体育館、学生支援室、保健室、創作工房棟等の施設・設備の使用については『シラバス・キャンパスガイド』に掲載し、全学生に配付するとともに、入学時のガイダンスによって周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館は開架式であり、館内に設置しているパソコン3台及び学内ネットワークを介して検索システムが利用できるほか、国内雑誌文献検索のためのウェブサイトを利用可能としている。

平成19年度末の附属図書館関係の図書・雑誌・資料については、蔵書冊数35,007冊（和書28,069冊、洋書6,938冊）、雑誌種数150種、平成19年度受入図書冊数1,680冊、同年間受入雑誌種数92種（和雑誌63種、洋雑誌29種）、視聴覚資料は1,047タイトル（ビデオ681、LD118、DVD199、CD46、カセット3）であり、美術に関係する外国雑誌、専門書等が充実している。これらの所蔵図書等は、データベース化されており学内コンピュータから「学内OPAC（蔵書検索）」を利用し、パソコンから検索できるシステムを整備している。一般図書に関しては隣接する秋田市立新屋図書館の利用が可能であることから、附属図書館は、より美術分野に特化した蔵書整備を目指している。

図書購入に当たっては、カリキュラムに沿った美術・工芸・デザインの各分野の図書資料を中心に、各分野の蔵書数のバランスにも配慮し、その実態を教員に周知するとともに年度収蔵方針を明示して、各教員に協力依頼を行っている。

附属図書館の開館時間は平日の8時30分から19時までとしており、座席数は135席あるほか、特別閲覧室、グループ閲覧室等を利用することもできる。

平成19年度の附属図書館の利用状況は、入館者48,504人（学外者利用者数165人）、貸出冊数は8,709冊、視聴覚資料利用件数は252件、図書館情報に関する相談件数は28件である。

美術に特化した短期大学であることから、ポップアップ絵本（118冊）と近代デザイン椅子（28脚）のコレクション等、美術全般にわたる収蔵を行っており、これらは大学祭に合わせて館内展示し、市民にも鑑賞の機会を提供しているほか、近代デザイン椅子については閲覧室に設置し、常時使用可能な展示スタイルとしている。また、季節ごとにテーマを設定した本の展示を行い、一定の統一された本のコーナーを設け、新たな発見や発想の機会を提供している。

その他、司書のバックアップの下、学生による図書館サークル主催の各種イベントが年間を通じて開催されている。イベント企画はテーマを設定した本の展示をはじめ、館内映像資料の上映会や海外美術研修者による海外の美術事情を聞く会、秋田のデザイン業界について現場の声を聞く情報交換会を行っている。

また、附属図書館を会場とした「ブックフェア&文具フェア」は、毎年9月に行われる大学祭に合わせて開催しており、平成19年度の入館者数は延べ2,800人となっており、市民に対する美術書や美術用具の紹介と附属図書館そのものの紹介に有効なイベントとなっている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 秋田県の近代化歴史遺産である旧国立農業倉庫を、実習棟、創作工房棟、大学開放センターに改修することにより、学生の学習環境として有効活用している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

工芸美術学科、産業デザイン学科ともにそれぞれの分野における専門課程授業の成果は、課題作品として提出されており、記録保存し、分野によっては展示形式で発表している。毎年9月に行われるオープンキャンパスでは、収集した全分野の課題作品を学内施設において展示しているほか、産業デザイン学科では「卒業制作Ⅰ」において、全分野で共通フォーマットを用いた中間発表を行っており、学科全体の資料として蓄積している。最終的な卒業制作の成果として卒業制作展を開催し、『秋田公立美術工芸短期大学卒業・修了制作 作品集』を発行している。

学生の科目履修状況（選択科目の受講数等を含む）及び成績評価は、電算化された学務システムの電磁記録として蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

少人数教育を行っており、主として対面授業を行っている。それぞれの分野において教員と学生は日常的に接しているため、学生との意思疎通は十分に行われている。特に、産業デザイン学科においては、平成19年度よりホーム教室制度を導入したことにより、学生の定常的な居場所が確保され、更に密な意思疎通が図られるようになっている。

教務委員会では、教育の質の向上、修学環境の改善には授業評価が必要不可欠であると判断し、各教員作成のアンケート形式を参考に、平成20年度から当該短期大学の特徴を反映した内容のアンケートフォーマットを作成中であり、その適正な分析方法についても検討している。満足度評価に関しても、平成18年度から在学生312人及び平成13～17年度までの卒業生683人を対象として調査を行っている。平成18年度及び平成19年度に実施した学生満足度調査の結果から、「満足」及び「ほぼ満足」を合わせた割合が、教養基礎科目の満足度については33.5%から45.2%へ、専門科目の満足度については49.4%から58.9%へ、実習・演習の満足度については53.4%から67.2%へ、教員との交流については35.3%から52.1%へといずれも向上している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

秋田公立美術工芸短期大学条例第3条に基づき参与会を設置している。参与には、学外から、大学教育に関し広くかつ高い識見を有する地域の有識者（10人以内）を委嘱している。年に1～2回の参与会を開催し、大学運営に対する提言等を聴取している。

学生の就職等に関する協議機関として、地域産業界の有識者を構成員とする就職連絡協議会を設置しており、年に2回の就職連絡協議会を開催して、意見等を聴取している。また、在学生の保護者が組織する後援会、卒業（修了）生が組織する同窓会、インターンシップ受入企業関係者、関連団体である秋田学術振興財団の理事会・評議員会等からも意見を聴取している。

さらに、学内外で開催している「卒業・修了制作展」をはじめ各種展覧会・イベント等（教員及び学生）においてアンケートを実施し、美術・デザイン分野の専門家や一般市民、卒業生からの意見を聴取しており、これらの学外関係者からの意見等を、教育活動に反映している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

平成19年度には全学的にシラバスの表記を改善し、教育課程を理解しやすいよう配慮している。

しかしながら、分野の特性から、当該短期大学の教育方法は個別指導が主であるため、教育の質の向上、改善のための取組は個々の教員の努力に負うところが多い。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織として十分に行われているとはいえないと判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教育方法は個別指導を主としており、専門分野の教員がそれぞれ1～2人であることから、個々に授業運営を行い、それぞれの範囲内での授業内容等に関する改善や見直しを行っている。

また、毎年、各教員は、授業内容の改善（学生の理解レベルを考慮した授業展開等）、シラバスの記述方法の改善等を行っており、教材についても、各教員が独自の工夫や開発を行っている。さらに、教授方法については、教員相互で日常的に意見交換等を行い、改善に努めている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

平成20年5月に教授会において、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関する教務委員会の提案を承認し、FDの全学的な活動がスタートしている。担当組織であるFDプロジェクトは、平成20年度の活動方針として、「1. 平成19年度までに行われてきた各教員による授業改善等の取組について調査・整理・意見交換を行う。2. 外部講師によるFDに関する講習会開催。3. 授業・カリ

キュラム・シラバスの検討。」を掲げ、実施している。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-2② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FDに関する工芸美術学科の組織的取組事例として、卒業制作及び修了制作の授業への取組に関する報告書を教授会に提出している。報告書中、卒業・修了制作指導に係る学科共通の目的として、「1. 複数教員の指導による、多角的なものの観方・考え方の会得。2. 実際の「ものづくり」の現場における具体的指導。3. 広く公開・発表することで得られる教育的効果。」を設定し、ガイダンスからプラン発表・中間講評・審査会までの一連の流れを教育プログラムに編成し、実施している。

さらに実施結果を基に、教育の質の向上を目的としたシステムの構築を目指し、「1. 指導体制や指導方法、学生の発表に対する発言など指導者側の改善。2. 日程の調整、審査会場の確保、展示方法など学生にとっての改善。3. 資料配付、公開発表、学生ワークショップ、レポート・アンケートなど教育効果を上げるための改善。」の3点について取り組んでいる。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2③ 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

直接、教育活動に携わる教務補助員は、特定分野での研究・活動歴を持ち、基礎的知識を備えている。小規模の短期大学という特徴を活かし、教員と教務補助員は緊密に意思疎通を行っており、専門分野における制作活動や公募展等各種展覧会への出品、『秋田公立美術工芸短期大学紀要』への投稿を行っている。

事務職員は、秋田市の行政職員で組織しており、研修については、秋田市の人材育成の指針となる新秋田市人材育成基本方針及び秋田市職員研修基本計画に基づいて実施している。短期大学運営の専門研修については、加入している全国公立短期大学協会が主催する公立短期大学幹部研修会及び公立短期大学事務職員中央研修会に、職員が毎年参加している。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教育の質の向上、改善のための取組が組織として十分に行われているとはいえない。

基準 10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

秋田市を設置者とする公立短期大学であり、当該短期大学の教育研究活動を安定して遂行するための必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該短期大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、秋田市一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を確保している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該短期大学は、秋田市を設置者とする公立短期大学であり、毎年度の秋田市一般会計の歳入歳出予算については、秋田市議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法に基づき市民に公表している。予算編成に当たっては、設置者である秋田市の総予算の枠内で示された予算配分に基づいて収支計画を策定している。

また、当該短期大学では、教授会において秋田市の予算編成概要を報告し、周知している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該短期大学は、秋田市を設置者とする公立短期大学であるため、秋田市一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分
がなされているか。

当該短期大学では、教育研究活動予算配分について、平成19年度から職位にかかわらず一律に配分することとしている。また、施設・設備の工事や修繕については、緊急性を勘案して計画的に行っており、教育環境と設備の充実に努めている。

そのほか、教育研究活動の更なる充実に努めるため、学長の裁量による競争的な教育研究活動の助成金制度を新設し、平成20年度から実施している。

なお、近年、秋田市の予算編成方針により経費の削減が求められており、教育研究活動に支障を来すことのないよう留意しながら予算の縮小に努めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

秋田市を設置者とする公立短期大学であるため、財務諸表は作成していない。

なお、秋田市一般会計の歳入歳出予算及び決算として、秋田市の条例に基づき、秋田市の広報及びウェブサイトにおいて公表している。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、秋田市の監査委員による監査を行っている。

また、当該短期大学では、平成17年度に財務事務及び運営管理について包括外部監査を受けている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

短期大学の重要な事項を審議するための組織として、学則第 45 条に基づき教授会を置いている。構成員は学長、教授、准教授、助教及び事務局長で、学長が議長を務めている。

教授会の下には、教授会規程に基づき、人事委員会、学生委員会、教務委員会、入試委員会、広報委員会、附属図書館運営委員会及び大学開放センター運営委員会の 7 つの専門委員会を置いているほか、学長の指示を受けて業務を実施する自己点検・評価委員会が設置されている。

当該短期大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対して助言又は提言を行うため、秋田公立美術工芸短期大学条例第 3 条に基づき参与会を設置している。参与は短期大学の職員以外の者で、短期大学教育に関し広くかつ高い識見を有する 10 人以内で組織している。

一方、事務組織は短期大学の内部組織として、秋田市行政組織規則第 7 条の 2 に基づき事務局、附属図書館及び大学開放センターを置いている。事務局は事務局長、事務局次長の下に総務課と学生課の 2 課を配置して構成されており、総務課には庶務担当及び経理担当、学生課には教務担当及び学生担当を置いている。附属図書館長及び大学開放センター所長は教員が兼任しており、総務課の職員は附属図書館及び大学開放センターの職員を兼務しているほか、学生課の事務職員は 2 人が大学開放センターの職員を兼務している。

職員数は秋田市職員定数条例により定員が 50 人以内と定められており、平成 19 年度は教員が 30 人、事務局は事務局長、事務局次長のほか、総務課に事務職員 8 人、学生課には事務職員 6 人と看護師 1 人が配置され、附属図書館には司書 1 人が配置されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長は、教授会議長として、毎月の定例教授会を招集するほか、必要に応じて、臨時教授会を招集できることとしている。また、学長の補佐体制を強化するため、学科長、附属図書館長、大学開放センター所長を構成員とする運営会議を設置し、組織運営の効率化を図ってきており、平成 19 年度にはこれを廃止し

て、学内全体の重要事項について協議・調整し、組織運営の効率化及び円滑化を図ることを目的として、従来の運営会議の構成員に学長と事務局長を加えて構成する役員連絡会を設置している。

また、平成18年度には学長補佐の制度を創設、運営体制の強化に努めている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

1年次の学生については、クラス担任教員（30人単位で担任・副担任を配置）からの情報、2年次の学生及び専攻科の学生については、所属コース・分野担当教員からの情報により、各学科・専攻が把握集約している。また、学生生活全般に関わる事項については、学生課が把握し集約している。これらのニーズには、学生委員会等の専門委員会、学科会議、役員連絡会、教授会が対応し、必要と判断した場合には対応策を講じることとしており、学生が自主的に運営する卒業制作展、卒業制作作品集の刊行、学生会が主催する新規イベントの開催等について対応している。

教員については、各学科や専門委員会が、また、事務職員については、事務局が把握集約している。把握・集約した教員・事務職員のニーズには、必要に応じて、役員連絡会、教授会が対応し、検討策や改善策を講じており、研究費の配分など予算に関わること、ハラスメント対策の整備、教室機材の整備、学内ネットワークの整備等を実施している。

当該短期大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対する提言等を聴取するため、秋田公立美術工芸短期大学条例第3条に基づき参与会を設置し、地域の有識者（10人以内）を委嘱している。参与会は、年に1～2回会議を開催し、短期大学運営に対する提言等を行っている。また、学生の就業、雇用に関しては、地域産業界の有識者を構成員とする就職連絡協議会を設置しており、年に2回会議を開催して、意見等を聴取している。さらに、在学生の保護者が組織する後援会、卒業者が組織する同窓会、関連団体である秋田学術振興財団の理事会・評議員会等からも同様の意見等を聴取しており、これらの学外関係者からの意見等を管理運営に反映している。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員は、秋田市の行政職員で組織しており、研修については、秋田市の人材育成の指針となる新秋田市人材育成基本方針及び秋田市職員研修基本計画に基づいて実施している。

短期大学運営の専門研修については、全国公立短期大学協会が主催する公立短期大学幹部研修会及び公立短期大学事務職員中央研修会に、職員が毎年参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針については学則に定めており、これに基づいて教授会規程、専門委員会規程、附属図書館運営規程、自己点検・評価委員会規程等を定めている。また、施設管理については、施設管理規程、防火管理規程を定めている。

管理運営に関わる人事の規定や方針は、学長選考規程をはじめ、学科長、附属図書館長、大学開放センター所長の選考、教員の選考人事に関する諸規程を定めている。また、各構成員の責務と権限は、これら諸規程に定めており、文書として規程集に明確に示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

毎年度の活動状況に関するデータについては、『秋田公立美術工芸短期大学学報』（毎年度刊行）に集約、掲載し、学内外に公表している。また、学生には『シラバス・キャンパスガイド』を入学時に配付し、目的、年間計画、授業に関するすべての情報を周知している。

平成 19 年度にポータルシステムを導入し、学内情報の一元化を進めており、インターネットの活用により、構成員は学内外から容易にアクセスすることができ、情報の入手を可能としている。

教授会、各種専門委員会等の議事内容については、文書で記録・保管し、教員が必要に応じて閲覧できることとしているほか、緊急性、重要性の高い情報については、学内ポータルサイト上に掲載している。

これらのことから、短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成 13 年度に第 1 回目の自己点検・評価を実施した結果、『自己点検・評価報告書—芸術系短期大学の現状と課題—』を作成し、併せて『教員の教育・研究活動報告書』を作成して全教員に配付している。

また、学則第 2 条を受けて平成 16 年度に自己点検・評価委員会を設置し、認証評価を受けることを前提に平成 18 年度に第 2 回目の自己点検・評価を実施した結果、『自己評価書』を作成して、学内専門委員会や学科会議において現状の問題点の把握や改善点の指摘等を行っている。

これらのことから、短期大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成 13 年度に作成した『自己点検・評価報告書—芸術系短期大学の現状と課題—』及び『教員の教育・

研究活動報告書』は、文部科学省、及び芸術系大学・短期大学を中心とした 127 大学、参与会メンバー、教員全員に配布し、学内及び社会に広く公開している。

平成 18 年度に作成した『自己評価書』は、教授会において報告し、教員全員に配付しているものの、他大学等への配布やウェブサイトでの公表は行っていない。なお、短期大学機関別認証評価終了後に、当該短期大学としての自己評価書を公表することを予定している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成 18 年度に作成した『自己評価書』について、平成 19 年度に外部評価者による自己評価書の検証及び訪問調査による検証を依頼しており、外部評価報告書を作成している。また、外部評価者には、当該短期大学の特性を考慮し、芸術系大学、公立短期大学の教員を選任している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成 18 年度に作成した『自己評価書』における「改善を要する点」について、平成 19 年度に実施した自己点検・評価委員会において整理検討した上で、各部署に対し、改善のための対応について期限を明示した文書をもって依頼した結果、アドミッション・ポリシーの明文化等の改善への取組が行われている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 短期大学名 秋田公立美術工芸短期大学

(2) 所在地 秋田市新屋大川町 12 番 3 号

(3) 学科等の構成

学 科：工芸美術学科，産業デザイン学科

専攻科：工芸美術専攻，産業デザイン専攻

(4) 学生数及び教員数（平成 20 年 5 月 1 日現在）

学 科：工芸美術学科（131 名）

産業デザイン学科（191 名）

専攻科：工芸美術専攻（8 名）

産業デザイン専攻（16 名）

専任教員数：工芸美術学科（13 名）

産業デザイン学科（15 名）

2 特徴

(1) 概況

本学は、平成 7 年（1995 年）に秋田市を設置主体とし、周辺市町村（当時 9 町 1 村）からの運営基金支援を得て設立された。急速な技術革新による高度情報化社会への移行とともに、産業構造そのものの質的転換が求められるようになっていた。一方、秋田県や秋田市においては、高学歴志向による若者の県外流出や目前に迫っている少子高齢化対策も重大な懸案事項となっていた。設置者である秋田市では、地域活性化のための対策として地場産業等を含めた産業の振興と電子テクノロジーの活用による新規事業の開拓等に資する高等教育の整備・充実が検討されていた。以上の様な背景の中で、本学は、地域産業に根ざし美術工芸の技術者を 40 年間にわたり養成してきた「秋田市立美術工芸専門学校」の専門課程を発展的に改組し、新たに「秋田公立美術工芸短期大学」として設置した。なお、母体となった旧市立美術工芸専門学校を附属高等学院として併設していることも大きな特徴である。旧市立美術工芸専門学校は、昭和 27 年、秋田市の工芸産業支援を目的に創立され、改組後の附属高等学院を合わせると創立 50 年余の歴史を有する。

本学は、東北地域における唯一の公立の美術系高等教育機関である。各県の国公立大学においては、旧教育学部系の美術教育は実施されているが、美術・工芸・デザイン分野に特化した高等教育機関は他にない。したがって、秋田市が主体となる公立短期大学にもかかわらず、東北・北海道出身の学生も多く在籍し、近年は西日本からの入学者も増加しており、県外の学生が学生総数の半数を超える状況である。

開学 14 年目を迎え、卒業生は約 1,800 名に及ぶ。

卒業後の進路については、本学の特性から他大学との

比較は困難なものがあるが、就職希望者の就職率は例年 90%を超えている。しかし、地元企業の業績低迷もあり、地域への定着は芳しくなく、多くが県外への就職となっているのが実情である。また、進路において特徴的な傾向は、4 年制大学への編入志望者の増加である。これは、少子化による大学全入時代を迎えて、特に、私立 4 年制大学の受け入れ姿勢の変化とも呼応していると考えられる。

(2) 教育の特色

本学は、美術・工芸・デザイン分野に特化した短期大学であり、工芸美術・産業デザインの 2 学科及び専攻科を設置している。各学科は、それぞれの設置目的、教育目標、手法、使用素材の種類などにより、さらに専門のコース（工芸美術学科）及び分野（産業デザイン学科）に細分化している。

工芸美術学科は、木材工芸コース、漆工芸コース、金属工芸コース・鋳金、金属工芸コース・彫金、染織コース・染色、染織コース・織、窯芸コース・陶芸、窯芸コース・ガラス、絵画コースの 9 コースを開設している。

産業デザイン学科は、グラフィックデザイン、パッケージデザイン、映像デザイン、ウェブデザイン、平面構成、イラストレーション、プロダクトデザイン、建築・インテリアデザイン、建築史・意匠、デザイン計画、公共デザインの 11 専門分野を開設している。

専攻科は、工芸美術専攻と産業デザイン専攻の 2 専攻を開設して、各領域における、高度な専門の知識・技術の教育を行っている。両専攻の開設分野は、学科と同様である。

公立の短期大学で、このような広範な美術・工芸・デザインの専門分野を開設しているのは、大きな特徴といえる。

(3) 地域貢献

本学は、平成 8 年、地域に開かれた大学を実現するため、地域産業の活性化、生涯学習の振興、文化向上を目的に、大学開放センター「アトリエももさだ」を開設した。大学開放センターは、地域の生涯学習の拠点として、美術・工芸・デザイン分野の実技等体験学習施設であるとともに、本学の知的財産を広く地域住民に還元する機能を持つ。美術系大学が他にない状況から、多くの要望が寄せられており、大学開放センター及び関連機関である「秋田学術振興財団」を介して様々な形で地域貢献を行っている。

事業内容として、受託研究、公開講座、アートスクール、市民講演会等を行っている。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 設立の目的及び趣旨

平成6年4月、秋田市は、秋田公立美術工芸短期大学設置認可を文部省（現文部科学省）に申請した。設置認可申請書中「1. 設置する大学等の概要を記載した書類」において、目的として「教養を高めるとともに、実際に必要な学芸を教授研究し、生涯学習の振興、文化向上と産業の発展に貢献しうる教養と識見、高い技術水準を備えた人材を育成することを目的とする」を掲げている。

同じく、「2. 大学等設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」において、I 設置の趣旨として、「今日、我が国では、高齢化、国際化、技術革新、情報化、価値観の多様化、経済のソフト化・サービス化が進展し、本市を取り巻く情勢も大きく変化してきている。本市がこのような時代の変化に、フレキシブルに対応し、活力ある地域社会を形成するためには、人間性が豊かで創造性に富み、総合的、弾力的に考える力を持ち、それぞれの分野で高い技術水準を備えた人材の育成が重要な課題となっている。また、多様化、高度化する生涯学習への対応や、地域活性及び人材や技術の地域間格差是正のため、地方における高等教育の整備・充実が強く求められている。このような状況に対応し、秋田市は、全国的にも例のない、地域産業に根ざした美術工芸の技術者を40年間養成している秋田市立美術工芸専門学校の専門課程を発展的に改組し、伝統産業の振興及び産業の活性化に寄与する人材の育成を主眼とする秋田公立美術工芸短期大学を設置する。」と設置の趣旨を述べている。

設置については、秋田公立美術工芸短期大学条例第1条に「秋田公立美術工芸短期大学は、上記目的のため、学校教育法第1条に規定する大学として秋田市が近隣市町村とともに平成7年4月に秋田市西部の新屋大川町の旧秋田市立美術工芸専門学校に隣接する地に設置したものである。」と、明記している。

2 目的

本学の目的は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、「広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造性豊かな人間性を育成するとともに、職業人として高い技術水準を備えた人材育成し、広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献する」と定めている。

これに沿い、工芸美術学科及び産業デザイン学科を設置し、さらに、より高度な専門教育を実践するため専攻科を設置している。

また、各学科、専攻科の教育目標を次のとおり定めている。

●工芸美術学科の教育目標

- ① 美術工芸の知識と技術を身につけ、創造性に満ちた個性豊かな芸術家の育成を目指します。
- ② 社会生活における美術工芸の役割を認識し、芸術文化の社会浸透を担う人の育成を目指します。

●産業デザイン学科の教育目標

- ① デザインの基礎的な知識と表現技術を身につけ、自ら進んでデザインを探求し、独自の世界を開拓するデザイナーの育成を目指します。
- ② 共感を生むデザインで、地域や産業を元気にする人材の育成を目指します。

●専攻科の教育目標

美術・工芸・デザイン分野の高度な専門知識及び技術を教授し、優れた芸術家・デザイナーの育成を目指す。

次に、本学の地域貢献に係る目的として「広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献する」として、地域産業の活性化、生涯学習の振興、文化向上を目的に、大学開放センター及び附属図書館を設置し活動している。特に大学開放センターの活動は、美術系大学の特色を生かしたものである。

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 短期大学の目的

本学の目的は、開学時（平成7年）に、学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的に添って定めている。さらに、美術工芸を専門とする短期大学であることから「創造性豊かな人間性を育成すること」、そして、公立の短期大学であることから、「職業人として高い能力を備えた人材を育成し、広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献することを目的とする」と掲げており、本学の特色を表す目的となっている。さらに、大きな特色である美術・工芸・デザインに特化した本学の教育を、より具体的に各学科、専攻科の教育目標として定めている。

本学の目的や教育目標の周知については、大学の構成員に対しては、「規程集」、「シラバス・キャンパスガイド」などを配布して行っている。さらに社会に対しては、「大学案内」及び「ホームページ」により広く公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

学科の構成については、多様化する今日の修学ニーズに応じて、工芸美術学科においては、絵画コースの開設、産業デザイン学科においても、改革すべき内容を整理し、平成18年度より学科の再編と、積極的に取り組みを進めており、全体として適切なものと判断する。

また、専攻科についても、教育研究の目的を達成する上で、その構成が適切なものと判断する。

教養教育については、今後は、本学に必要な教養教育の在り様についての議論を基に、教養教育の指針を示す必要がある。

教授会等の教育活動に係る審議等の責務については、平成17年度からの運営会議、平成19年度からは役員連絡会の設置により、各学科と教務委員会との関係が明確になり、教員の意志決定に有効な仕組みが整いつつあり、本学の目的を達成するための教育研究組織は整備されていると判断する。

基準3 教員及び教育支援者

本学は、教員組織編制の基本方針は、整備しており、教育課程を遂行する上で適切であると判断する。

両学科及び専攻科においては、多岐にわたる専門分野に専任教員を配置しており、教員の採用や昇格についても学則等学内規程の定めに従い、適切に行われている。ただし、教育活動の評価については、評価体制を早急に整備する必要がある。

教育内容等と関連する研究活動については、各専門分野の研究活動が行われている。

教育支援者については、教育課程を展開するに必要な事務職員等を配置していると考え。ただし、教務補助員については、増員の必要があると考える。

以上のことにより、本学は概ね本基準を満たしていると言える。

基準4 学生の受入

本学は美術分野に特化した短期大学であり、試験区分ごとに実技試験を課すなど、特徴ある選抜方法を行い、学生の受け入れに独自性を出している。さらに過去3年間の受験平均倍率は1.43であり、一定の志願倍率と受験倍率を維持している。また入試実施体制については、年次報告書を基に、年度ごとに検討している。例えば、実技試験の内容や出題者と採点者の選出方法の決定、試験科目や持参用具の見直し、社会人特別選抜入試に関する再検討、センター試験導入の検討、受験生に対応したデッサン指導等の体制の整備など、多岐にわたる。

さらに、平成21年度の学生募集から、推薦枠の拡充と社会人特別選抜の試験科目の変更など、試験区分や試

秋田公立美術工芸短期大学

験科目、定員や日程の変更等を含んだ大幅な改革を実行する。このような検討・改善を継続的に行っており、より充実した入試実施体制をつくり、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。以上のことにより、本学は本基準を満たしていると言える。

基準 5 教育内容及び方法

各学科・専攻科とも本学の教育目的に基づいて教育課程を編成しており、教養教育と専門教育のバランス等に配慮し、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると考えられる。

産業デザイン学科では平成 18 年度から従来のコース制を廃止して、学科の教育課程を刷新した。これは従来までの必修科目を少なくして、選択科目を大幅に増加し、学生の履修目的をより明確にすることで学生の質を高めようとしたものである。今後は学生の学ぶ姿勢・自主性が高まるとともに、よりきめ細かく学生の希望進路に対応することが可能になる。

2 年次より工芸美術学科ではコース制、産業デザイン学科においては分野制となるが、学生が幅広く知識・技術を修得できるよう、両学科に共通する基礎科目や学問間の連携を図る科目については、多くを共通履修科目として開設している。今後さらに多様化するであろう学生のニーズ、または横断的な学術の発展動向、社会からの要請に鑑み、より緻密な検討が必要となってくると認識している。

近年、学問領域の拡大や産業構造の目まぐるしい変化、あるいは学生のニーズの多様化を踏まえた高等教育機関の連携としての単位互換が叫ばれ、ほとんどの大学でとりくまれている。本大学も取り組んでいるものの、交通機関の問題、美術系であることによる時間割（帯授業の開設）なども手伝って、本学学生の利用者はほとんどない状態で推移している。国の支援を含めた抜本的に検討する必要があるように思われる。

実習系授業の多い本学では、その特殊性から時間割上にいくつかの配慮を行っている。同一科目を 2 時限の連続授業としたり、帯授業として同一週に複数回開設したり、授業時間外も継続して作業が行いやすいよう午後に開講する等、効率的な時間割を編成している。また、学生の予習復習や自主制作等に対応するために実習室は午後 8 時まで使用できるように体制を組んでいる。学生の多くが授業終了後も制作に励んでいる。大型機械や火気の使用もあり、基本的に教員がほぼ毎日その対応を行っており、学習時間の確保とその利用時間は同類の大学に比しても優れている事項である。その成果の質は短期大学であるにも関わらず、全国公募展への入選・入賞はほぼ毎年達成しており、目的を十分な達成している。しかしながら、就職については、工芸系、デザイン系企業の圧倒的少なさと規模の問題、さらには産業自体の地域間格差と相俟って十全とは言いきれない。新たな創業支援などの仕組みの検討が必要である。

以上の学生への教育的対応を目的の第一義としながらも、本学の設立趣旨にあるように、地域貢献が社会的にも要請されている。このところようやく産学官（地域）の連携事業の芽が一部育ち出している。この方向については、本学としては積極的に組織作りを含めて取り組む方向で進んできている。

基準 6 教育の成果

卒業後の進路については進学、就職ともに、工芸美術学科でも産業デザイン学科でも多様な業種に及んでいる。各専攻科修了生の就職先に関しては専門分野に集中している。学科卒業生の中で進路未決定者の割合が多いのは、専門分野への就職を希望して、その準備のために卒業後すぐには就職が決定できない者が多いからである。専攻科修了生の場合は、その点、より高度な教育を受けているので専門分野への就職の割合は高くなっている。

就職先や進学先の状況から判断すると本学の特徴である専門教育の成果が十分に発揮されていると考える。

基準 7 学生支援等

本学では、入学時に全入学生対象の合同ガイダンス、および各学科別ガイダンスを実施している。合同ガイダンスにおいては、新生を対象に両学科長から教育目的、教育計画について説明を行い、各担当教員からは授業・コース・分野のねらいや概要について説明を行っている。履修ガイダンスは各学年前期・後期それぞれ履修方法について学生課教務担当職員から丁寧な説明が行なわれている。また、履修届提出後1週間程の猶予期間を設け、1度授業に出席し授業概要やねらいを確認した上で履修変更も可能であり、各自の学修目的に応じた時間割を組み立てられるよう履修登録の整備がされている。

1年次にクラス担任制を採用し、各クラスに担任・副担任教員を配属している。担任・副担任教員は学生の学習、生活等に対して全般的な助言・指導を行っている。学内の保健センターには常駐の看護師資格を有する職員を配置し、専門的カウンセリング相談は学外保健相談員が対応している。

進路に関して進路希望調査は1年次後期に1回行い、2年生・専攻科生は年間2回実施する進路調査記録等を参考に各コース・分野教員、学生課、学生委員会の連携のもとに、全学生と個別面談による状況を聴取し、相談に応じ、必要な情報・指導を実施している。

自主的学習環境の整備については、各実習室、図書館について学生の自主学習のために利用することを認めている。これらの設備を多くの学生が利用し、自主学習を行っている。創作工房棟では学生の交流が活発に行われ、コース・分野を越えた発展的な活動を生み出している。

また、実習系の短期大学であることから、学生の安全確保という点から、全教員に対しての救急処置法等の講習会等も実施している。

基準 8 施設・設備

本学は教育目的の達成のために必要な施設・設備を有しており、情報ネットワーク、図書資料等を含めて有効に活用されていることから、基準8を満たしているといえる。

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育関係上必要な資料については、各学科の専門性を反映した幅広い美術分野の内容で着実に整備されてきている。引き続き全体のバランスや美術分野の動向に配慮しながら、収蔵方針をより明確にしていく必要がある。また、ポップアップ絵本・近代デザイン椅子のコレクションについては、その位置付けや収集方針、さらに年度計画等の検討の時期にあると認識している。人々の情報収集の中心が書籍であった時代から書籍ではない情報媒体も次々に開発発売されている時代となり、アーカイブのあり方や、それらの情報利用促進、さらには図書館の新たな位置付けや役割について、検討を要する時期に来ている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学では、美術系大学の特性として、教育活動の成果を学生の課題作品（各種作品、モデル、データ）と捉え、収集し、蓄積している。これらの資料は、適宜、教育・研究及び自主学習などに活用している。

本学は、少人数教育であり、教員は学生との緊密な意思疎通の中で教育活動を行っており、学生の意見は、教育内容に適切に反映できる状況である。学外関係者の意見は「参加会」「就職連絡協議会」等において聴取している。また、学内外で開催する卒業制作展等において、学外からの意見を聴取できる。教員は教育活動について客観的に把握できる状況であり、自己点検・評価を適切に行っている。

本学の教育方法は個別指導が主であり、教員個人単位での教育の質の向上を図る取組を常時行っている。なお、複数の教員が担当する共通授業においては、授業方法に関する教員相互の意見交換等をおし改善を行っている。

また、本年5月、本学では、FDの全学的活動がスタートした。担当組織であるFDプロジェクトは「本年度の活動方針」として、1.平成19年度までに行われてきた各教員による授業改善等の取組について調査・整理・

秋田公立美術工芸短期大学

意見交換を行う。2. 外部講師によるFDに関する講習会開催。3. 授業・カリキュラム・シラバスの検討。を挙げ、現在1について実施中である。

今後は、今回の自己点検・評価の結果を全学的な取組として、どのようにシステムを整備し活用していくか新たな改善システムの整備について議論を進める予定である。

基準 10 財務

本学は、秋田市が設置した公立大学であるため、予算および決算は地方自治法等に基づき適正な手続きにより成立、認定され、市民に公表されている。

秋田市の予算は近年、厳しい財政状況のため抑制の傾向で推移してきているが、本学においては管理運営および教育研究活動に支障を来すことのないよう留意し、経費の節減に努めながら教育環境の充実を図っており、大学運営に必要な教育研究費等は確保されている。

また、学長の裁量による教育研究の競争的な助成金制度を新たに創設するなど、創意工夫によって教員の教育研究活動の一層の充実に努めている。

今後も本学全体として事務の合理化はもとより、経費の効率執行を図るとともに、外部資金による教育研究費の獲得など、自主財源の確保に積極的に取り組む必要がある。

基準 11 管理運営

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織は、適正な規模と内容を有しており、学長のリーダーシップの下に機能していると考ええる。また、開学13年を経過し、運用面でも実状に合わせて多くの修正が加えられており、管理運営に関する諸規定が整備されていると判断できる。特に、大学の運営に教員が積極的に関わるための組織としての役員連絡会の設置により、管理運営に関する各構成員の責務と権限が明確になってきたと考ええる。

大学活動の総合的な状況に関する自己点検評価活動は、平成19年3月に第2回目が実施され、それに基づき改善への取り組みが実行された。しかし、平成19年度に外部評価は行われたが、当該の自己評価書は公表はされておらず、今後自己点検に関するの学外への公開、公表への対応が必要で、本学ホームページ上での公開をはじめとして改善への取り組みを予定している。

以上により、概ね本基準を満たしていると言える。

iv 自己評価書等

対象短期大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/tandai/jiko_bijutsukougei_t200903.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-A	秋田公立美術工芸短期大学学則
	A	設置認可申請書
	B	「規程集」
	D	「シラバス・キャンパスガイド」
	C	「大学案内」
基準2	2-1-1-A	「秋田公立美術工芸短期大学条例」
	2-1-2-A	秋田公立美術工芸短期大学教授会規程
	2-1-2-B	秋田公立美術工芸短期大学専門委員会規程
	2-1-2-C	平成17年度第11回教務委員会議事録
	P	大学コンソーシアムあきた平成19年度事業報告書
基準3	3-2-2-A	教員展目録
	3-3-1-A	教員の教育内容と相関性を有すると考えられる研究活動及び主な担当授業科目
	3-4-1-A	学内組織図
	3-4-1-B	「秋田公立美術工芸短期大学の補助職員及び教務補助員の任用等に関する規程」
	G	第1回自己点検評価書
	H	第1回自己点検評価書
	E	秋田公立美術工芸短期大学紀要
	F	学報 「専任教員の公募要領」
基準4	4-2-1-A	平成19年6月18日定例教授会議事録
	4-2-1-B	「学生受入状況」
	4-2-2-A	推薦・社会人入学試験問題
	4-2-2-B	外国人留学生規程
	4-2-3-A	「入学試験実施マニュアル」
	4-2-3-B	監督者注意事項
	J	入試案内
	K	学生募集要項
基準5	5-1-3-A	ヒューマンインターフェイスシンポジウム学会別刷
	5-1-4-A	写真講習会資料
	5-2-3-A	創造工房棟時間外使用申請書
	5-3-2-A	成績記載シート
	5-5-1-A	専攻科開設科目一覧
	5-7-1-A	「秋田公立美術工芸短期大学専攻科履修規程」
基準6	6-1-2-A	学外活動状況
	L	「卒業・修了制作作品集」
	M	学生満足度調査について（平成18年度）

	N	学生満足調査について（平成 19 年度）
基準 7	7-1-1-A	ガイダンス資料
	7-1-1-B	ガイダンス資料
	7-1-1-C	ガイダンス資料
	7-1-2-A	クラス担任表
	7-1-2-B	就職・進路指導資料
	7-1-3-A	コース希望調査
	7-2-1-A	校舎等時間外使用願書
	7-2-2-A	「サークル一覧」
	7-2-2-B	「秋田公立美術工芸短期大学後援会援助金取扱規程」
	7-3-1-A	ハラスメント防止・排除のために
	7-3-4-A	入学ガイダンス資料
基準 8	8-1-1-A	「秋田市のあらまし」
	8-1-3-A	施設管理規程
	8-2-1-A	「大学・短期大学・高専図書館調査票」
	8-2-1-B	「図書等の推薦依頼文書」
	8-2-1-C	「図書館関係資料」
	8-2-1-D	「図書館活動報告」
基準 9	9-1-1-A	卒業制作シート
	9-2-1-A	教務委員会提案書等
	9-2-3-A	「新秋田市人材育成基本方針」
	9-2-3-B	「秋田市職員研修基本計画」
	9-2-3-C	「公立短期大学事務職員中央研修会」
基準 10	10-3-1-A	「秋田市財務報告書の作成および公表に関する条例」
基準 11	11-1-1-A	秋田市行政組織規則
	11-3-1-A	自己点検・評価委員会規程
	11-3-3-A	平成 19 年度外部評価報告書
	11-3-4-A	自己点検・評価委員会からの依頼文
	I	第 2 回自己評価書